

宮 廃 第 162 号 2

平成 25 年 2 月 6 日

宮崎管工事協同組合 御中

宮崎市長 戸 敷 正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守について（依頼）

日頃から本市の環境行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき適正に処理されていることとは思いますが、本市の立入調査において、産業廃棄物排出事業者が法に規定する委託基準に違反した事案、また産業廃棄物処理業者に産業廃棄物管理票を交付せず、当該委託に係る産業廃棄物を引渡した事案が多数に上ることが判明しました。

産業廃棄物の処理に当たって、委託契約の書面による締結及び産業廃棄物管理票の交付は、排出事業者責任に基づく産業廃棄物の適正な処理を確保するものであり、遵守しなければならないものです。

つきましては、大変お忙しいところ恐縮でございますが、別添文書を参照していただき、貴団体の所属会員に周知していただきますようご協力をお願いいたします。

文書取扱

廃棄物対策課 監視指導係

TEL 0985-21-1763

FAX 0985-28-2235

官廃 第 162 号 2

平成 25 年 2 月 6 日

産業廃棄物排出事業者 殿

宮崎市長 戸 敷 正

(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守について (通知)

日頃から本市の環境行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき適正に処理されていることと思います。

改めて次の事項につきましてご確認していただき、引き続き法の規定に基づく産業廃棄物の適正処理に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

産業廃棄物を他人に委託処理する場合には、以下の点に特に注意して下さい。

- ① 法に基づく「委託基準」を遵守し、許可を受けた収集運搬業者および処分業者とそれぞれ書面により契約を締結すること。
- ② 産業廃棄物を他人に引き渡す際には、産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付すること。

詳しくは裏面をご確認下さい。

産業廃棄物の処理につきまして不明な点等がございましたら、廃棄物対策課までご連絡ください。

文書取扱

廃棄物対策課 監視指導係

TEL 0985-21-1763

FAX 0985-28-2235

産業廃棄物の処理を委託するポイント

処理業者まかせにしていますか？
最後まで処理や再生利用が
確実になされたか確認が必要です



Point 1 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬または処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわし、5年間保管することが法律で義務付けられています。

Point 2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを利用して管理しなければなりません。

- マニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）には、紙の伝票で管理するものとパソコン等により電子的に管理する電子マニフェストがあります。排出事業者は、マニフェストを自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。また、紙マニフェストを用いる場合は、処理業者から回付されたマニフェストの写しを自らが5年間保存するとともに、前年度分を毎年6月末までに、都道府県知事または政令市長あてに「マニフェスト交付等状況報告」として提出することが法律で義務付けられています。

Point 3 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類がなかったなどを含む)
- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

社名の公表や
刑事罰に問われる
こともあります



注意義務違反※

もしも、
委託先の処理業者が
不法投棄をしたら

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令（撤去費用の負担など）が出されることがあります。

※より詳しい情報については、<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/yuryo08.html>もご参照ください。

産業廃棄物の処理で、不明なことがあれば都道府県（政令市）の産業廃棄物担当部署へ問い合わせてください。